

(注) 承諾とは、検査の相手が個人であるときは、当該個人、法人であるときは、当該法人を代表する権限を有する者の承諾をいう（当該個人が不在の場合は同居の親族又は使用人、当該法人を代表する権限を有する者が不在の場合は使用人）。

(4) 検査の時刻

検査は、相手方の承諾を得て行うものであるから搜索の場合と異なり、その時間の制限はないが特に必要がある場合を除いて、搜索の場合の時間の制限（後記4の(4)参照）に準じて行う（基本通達141⑦）。

(5) 検査の場所

検査の場所は、原則として帳簿書類の存在する場所である。

(6) 検査対象帳簿・書類

検査する帳簿・書類は、検査対象者が有する金銭出納簿、売掛帳、買掛帳、土地家屋等の賃貸借契約書、預金台帳、売買契約書、株主名簿、出資者名簿等であって、これらの者の債権、若しくは債務者又は財産の状況等を明らかにするために必要と認められる一切の帳簿書類である。なお、これらの帳簿等の作成又は保存に代えて電磁的記録が作成又は保存されている場合には、その電磁的記録も含まれる（基本通達141⑥）。

(7) 検査の内容

第4、1(3)「質問の内容」（P3-13）と同様である。

(8) 検査の方法

第4、1(4)「質問の方法」（P3-13）と同様である。

検査の結果、重要と認められる事項が記載されている帳簿書類については、相手方から借り受けるか、このコピーや書き写しを作成しておく。

写しを作成したときは、原本と相違がない旨を記載し、可能な限り相手方に署名押印をさせる。

(注) 1

[Redacted text block 1]

2

[Redacted text block 2]

3

[Redacted text block 3]

4 搜索

搜索は、質問、検査の権限を行使したにもかかわらず、「差押さえるべき財産を発見できない場合」、「質問や検査に応じない場合」等、滞納処分の執行上支障をきたし、保険料等の債権の実現を図ることが困難とならないように相手方の意思に関係なく、滞納者の物又は住居その他の場所において、差し押えるべき財産の発見等のために行うことをいう。

[Redacted text block]

搜索は、公簿・金融機関等の調査や質問検査によって差押財産が発見できない場合に、滞納者の物や住居に立ち入って調査ができ、また滞納者の財産を第三者や特殊関係者が所持している場合にも認められている。

憲法第 35 条には刑事手続としての令状主義が定められているが、行政手続としての滞納処分（搜索含む）には身分証明書（徴収職員証）を携帯すれば足り、令状は要しないものとされている（基本通達 147②）。

(1) 搜索ができる場合

ア 滞納処分のため必要があるとき、滞納者の物又は住居その他の場所について検索することができる（国税徴収法 142①）。

イ 滞納処分のため必要がある場合には、次のいずれかに該当する第三者の物又は住居その他の場所についてそれぞれ検索することができる（国税徴収法 142②）。

(ア) 滞納者の財産を所持する第三者がその財産を引渡しをしないとき

(イ) 滞納者の親族その他の特殊関係者（国税徴収法 38、国税徴収令 13）が滞納者の財産を所持すると認めるに足りる相当の理由がある場合にその引渡しをしないとき

(2) 検索のできる場所

検索のできる場所は、次の者が使用又は使用していると認められる住居、事務所、営業所、工場、納屋、倉庫、建物の敷地、間借先（宿泊中の旅館・ホテル等の部屋）等である。

ア 滞納者

イ 滞納者の財産を所持する第三者

ウ 滞納者の親族、その他特殊関係者（範囲については、国税徴収法施行令 13 参照）

(注) 解散した法人について、清算事務が執られたとみられる精算人の住居も、検索できる「場所」に含まれる（昭和 45 年 4. 14 東京高判参照）。

(3) 検索のできる物件

検索のできる物件は [REDACTED] である。

(注) 1 [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

貸金庫については、滞納者が銀行等に対して有する貸金庫の内容物の一括引渡請求権を差し押さえることもできる（平成 11. 11. 29 最高判参照）。

2 検索は、差し押えるべき滞納者の財産を発見することを目的とする処分であるから、直接差し押えるべき有体動産はもとより、差し押えるべき債権、その他の財産を発見するために、間接調査資料である滞納者の帳簿書類を検索することができる。

(4) 搜索の時刻

搜索は、日の出後より日没前に限られるが、日没前に既に搜索に着手しているときは日没後まで継続することができる（国税徴収法 143①）。

旅館、飲食店、その他夜間でも公衆が出入りすることができる場所では昼間は営業をしないため、夜間でなければ滞納処分を行うことができないと認められる相当の理由があるときは、日没後、すなわち、夜間でもその営業等により公開している時間内は搜索することができる（国税徴収法 143②）。

- (注) 1 夜間でも公衆が出入りすることができる場所とは、ナイトクラブ、バー及びキャバレー、映画館、演劇場、その他興行場等である（基本通達 143④）。
- 2 滞納処分を行うことができないと認められる相当の理由があるときは、例えば搜索の相手方が夜間だけ在宅又は営業し、あるいは財産が夜間だけ蔵置されている等の事情が明らかである場合、又は滞納者が海外に出国することが前日に判明した場合等滞納処分の執行のためやむを得ない必要があると認めるに足りる相当の理由がある場合をいう（基本通達 143⑤）。
- 3 日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日その他一般の休日において、個人の住居に立ち入って行う搜索については、特に必要があると認められる場合の他は行わない（民事執行法 8①、基本通達 143③）。

(5) 搜索の立会人

搜索の適正な執行を保証させるために、搜索にあたっては次に掲げる者のいずれかのもを必ず立会人として立会せなければならない。なお、第1順位の者が不在か又は立会に応じないときには、第2順位の者に立会いを求めることができる（国税徴収法 144）。

- (注) 搜索をする場合には必ず立会人を置かなければならないが、搜索を必要としない不動産、その他の財産を差押えにあたっては、立会人を必要としない（基本通達 144①）。

ア 原則的な立会人

(ア) 滞納者の住居等を搜索する場合

- ① 滞納者（法人である場合には、当該法人を代表する権限を有する者）
- ② 滞納者の同居の親族で相当のわきまえのある者
- ③ 滞納者の使用人その他の従業員で相当のわきまえのある者

(イ) 第三者の住居等を搜索する場合

- ① 搜索を受ける第三者（第三者が法人である場合には、当該法人を代表する権限を有する者）

- ② 第三者の同居の親族で相当のわきまえのある者
- ③ 第三者の使用人、その他の従業員で相当のわきまえのある者

(注) 1 同居の親族とは、滞納者、又は第三者と同居する親族をいい、生計を一つにするかどうかを問わない（基本通達 144③）。

2 使用人その他の従業員とは、事務員、工員、雇人その他滞納者、又は第三者との雇用契約等に基づき従事している者をいう（基本通達 144④）。

3 相当のわきまえのあるとは、上記 1、2 に該当する者が搜索の立会の趣旨を理解することのできる相当の能力を有することをいい、成年に達した者であることを要しない（基本通達 144⑤）。

イ 例外的な立会人

原則的な立会人が不在である場合又は立会いに応じない場合には、以下のいずれかの立会いが必要となる。

- (ア) 上記ア以外の成年者 2 人以上
- (イ) 市町村（特別区を含む）の職員
- (ウ) 警察官

(注) 市町村の職員とは、搜索する場所の区域を所轄する市町村の職員をいい、警察官はなるべく搜索をする場所を管轄する警察署（下部機構を含む）の警察官とする。

(6) 搜索の方法

搜索は、徴収職員が自らの判断に基づいて納付義務者および立会人の意志にかかわらず強制的に行うものであるから、あらかじめ事前準備が必要であり、綿密な計画のもとに能率的に行う。徴収職員は、閉鎖してある戸、扉、金庫等を滞納者等を開かせ、又は徴収職員が自ら開くことができるが、自ら開くことができるのは滞納者等が徴収職員の開扉の求めに応じないとき又は不在のとき等やむを得ないときに限られる（国税徴収法 142③）。

(注) 搜索にあたっては次の点に留意する。

1

2

3

4

(7) 搜索調書の作成及び交付

徴収職員が搜索をした場合には、搜索調書（様式2号）を作成する必要がある。搜索調書には、徴収職員が署名押印するとともに、立会人の署名押印が必要であるが、立会人が署名押印を拒み、又は署名押印をすることができないときは、その理由を付記して、搜索を受けた滞納者又は第三者と、これらの者以外の立会人に搜索調書謄本（様式2号）を交付する（国税徴収法146①②③、国税徴収法施行令52①②）。

5 出入禁止

(1) 出入禁止をすることができる場合

徴収職員は搜索や差押え又は差押財産の搬出を執行する場合に、必要があると認められるときには、次に掲げる者を除いて、その場所に入入りすることを禁止することができる（国税徴収法145）。

ア 滞納者

イ 差押えに係る財産を保管する第三者及び搜索を受けた第三者

ウ 前記に掲げる者の同居の親族

エ 滞納者の租税公課に関する申告、申請その他の事項について滞納者を代理する権限を有する者（労働保険事務組合の職員を含む）

(2) 出入禁止の掲示

徴収職員は、出入禁止した場合には、掲示、口頭その他の方法により出入りを禁止した旨を明らかにすること（基本通達145⑥）。

(3) 出入禁止に従わない場合

徴収職員の出入禁止命令に従わない者に対しては、扉を閉鎖する等必要な措置をとることができるが、身体の拘束はできない（基本通達145⑦）。

6 質問・検査と捜索との相違

項目	質問・検査（国税徴収法 141）	捜索（国税徴収法 142～147）
要件	1. 滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるとき 2. その必要と認められる範囲内	滞納処分のため必要があるとき
対象となる相手方	1. 滞納者 2. 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認められるに足りる相当の理由がある第三者 3. 滞納者に対し債権若しくは債務があるか又は滞納者から財産を取得したと、認めるに足りる相当の理由がある者 4. 滞納者が株主又は出資者である法人	1. 滞納者 2. 滞納者の財産を占有する第三者でその引渡しをしない者 3. 滞納者の親族その他の特殊関係者で滞納者の財産を所持すると認めるに足りる相当の理由がある場合に、その引渡しをしない者
内容	1. 上記の者に対する口頭又は書面による質問 2. 上記の者が所持する帳簿書類の検査	上記の者の住居その他の場所又は物に対する捜索
方法	1. 戸、金庫の開扉 任意に相手方に開扉するよう求めることができるが強制力はない。 2. 立会人 特に規定はない。 3. 質問応答書・聴取書 必要に応じて作成する。	1. 戸、金庫の開扉 必要があるとき相手方に開扉させ、又は徴収職員自ら開扉する。 2. 立会人 必ず立会人をおかなければならない。 3. 捜索調書 差押調書を作成した場合を除き、捜索調書を作成する。

項目	質問・検査（国税徴収法 141）	搜索（国税徴収法 142～147）
時間の制限	特に規定はないが、搜索の場合に準じて行うことが望ましい。	<p>1. 日の出後から日没前まで。日没前に着手した場合には日没後も継続して行うことができる。</p> <p>2. 上記の例外として、旅館等については必要が認められる場合には、日没後であっても公開された時間内は搜索できる。</p>
時効の中断	質問、検査によっては時効が中断しない。	<p>搜索に着手したときに時効が中断する。</p> <p>ただし、第三者の住居棟を搜索した場合は、搜索調書の謄本等により滞納者に通知しなければ時効中断の効力は生じない。</p>
出入禁止措置	任意に求められるが強制力はない。	搜索に支障がある場合には、特定の者を除き、その場所への出入禁止をすることができる。
身分証明書の呈示	搜索の場合と同じ	関係人の請求があった場合呈示する。
罰則	質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をし、あるいは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者には、罰則（一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金）の適用がある（国税徴収法 188）	特に国税徴収法上に規定はない。搜索に際して、暴行、脅迫を加えた場合には、公務執行妨害罪及び職務強要の適用がある（刑法 95）

第5 財産別調査

1 土地、建物の調査

(1) 土地登記簿、建物登記簿の調査

このため、徴収職員は地方法務局（支局・出張所を含む）に対して登記事項証明書（登記簿をコンピュータ化したもので、内容は登記簿と同様）の請求ができる（不動産登記法 21）。

登記事項証明書の交付請求をする場合は、登記事項証明書交付申請書を地方法務局（支局、所出張所を含む）に提出する。

なお、登記事項証明書には、登記事項証明書と登記事項要約書の2種類があるが、それぞれがこれまでの謄本と抄本に当たるもので、登記事項証明書には過去から現在までの権利についての記載があるのに対し、登記事項要約書は、現在の権利のみが記載されている。

(2) 土地課税台帳、家屋課税台帳等の調査

土地登記簿又は建物登記簿に登録された土地又は建物については、市町村に備え付けられた土地課税台帳又は家屋登記簿に登録されており、土地登記簿又は建物登記簿に登録されていない土地又は建物について、土地補充課税台帳又は家屋補充課税台帳が設けられている。

土地名寄帳及び家屋名寄帳は、市町村に備え付けられており、また、条例の定めるところにより地籍図、土地使用図、家具見取図を備えなければならないことになっているから、必要に応じてこれらについても調査する（地方税法 341⑩～⑬、381、387）。

(3) 帳簿書類等による調査

ア

[Redacted text block]

イ

[Redacted text block]

(4) 土地、建物を支配する権利関係

[Redacted text block]

(注)

[Redacted text block]

2 [Redacted] の調査

[Redacted text block]

(1) [Redacted] の調査

[Redacted text block]

例)

[Redacted text block]

(2) [Redacted] の調査

[Redacted text block]

ア [Redacted]

イ [Redacted]

ウ [Redacted]

エ [Redacted]

オ [Redacted]

カ [Redacted]

(3) 調査の手順

ア [Redacted]

イ [Redacted]

ウ [Redacted]

(注) [Redacted]

1 [Redacted]

2 [Redacted]

[Redacted]

4 [Redacted]

5

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]
[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

3 動産及び有価証券の調査

国税徴収法上の動産とは、不動産以外をすべて動産とする民法上の動産（民法86②③）のうち、国税徴収法上の船舶、航空機、自動車及び建設機械及び小型船舶並びに無記名債権（国税徴収法上は有価証券）を除いたものになる。

国税徴収法上の有価証券とは、財産権を表彰する証券であって、その権利の行使又は移転が証券をもってなされるものをいい、具体的には、①手形、②小切手、③商品券等のこととなる。

(注) 1

2

4 財団を組成しない工場抵当の目的となっている財産の調査

抵当権の設定登記のある土地又は建物を差し押える場合には、土地又は建物登記簿及び目録によって、抵当権について、工場抵当法第3条に規定する目録の提出の有無や土地又は建物に備え付けてある機械器具等の状況を調査する。

一方、滞納者その他の抵当権者、賃借人等関係者について調査する他に、工場等の所在地に臨場して差し押えた土地又は建物に備え付けた機械器具等を目録と現物を対査し、また、第三者が所有するものであるかどうかを調査する。

(注) 1 工場抵当法第2条の規定による抵当権設定の登記には、通常の抵当権設定登記の他、土地又は建物の登記用紙中、乙区事項欄に「工場抵当法第3条により目録の提出がありたること」の旨が記載されている。

2 工場抵当法第2条第1項ただし書による特約がある場合には、その旨が登記されている。

5 工場財団の目的となっている財産の調査

工場財団の目的となっている財産の調査については、工場について財団の設定があるかどうかを調査し、財団の設定がある場合には、さらに、工場財団に属する土地、建物及び地上権について、土地又は建物登記簿により調査する。

工場財団は、1個の不動産とみなされ登記するものとされているので、工場財団登記簿、工場財団目録、工場の図面等の書類について調査を行う。

なお、工場所在地に臨場し、差し押えた工場財団の組成物件について当該財団目録と現物の対査等を行って滞納者その他の抵当権者、賃借人等の関係人についても併せて調査を行う。

(注) 工場財団登記簿における工場財団の内容を補充するために、登記所には工場財団目録、工場の図面が備えられている。

6 立木の調査

立木法による立木は独立した不動産とみなされ（国税徴収法 2①）、土地とは別個に差し押さえなければならないが、登記をしない樹木の集団及び独立の取引価値がある個々の樹木は、通常土地の定着物としてその土地の差押えの効力が及ぶ（基本通達 68⑩）。

立木の差押えのための調査は、土地又は建物の場合に準ずるが、必要があるときは、あわせて土地登記簿を調査する。

なお、森林法の規定に基づき、森林計画の対象となった立木、保安林等の指定のある立木については、その使用、収益について同法による制限があるから、立木の差押えにあたり、これらの指定の有無について主務官庁の主務課における関係帳簿について調査する。

7 船舶の調査

船舶は動産でありながら、不動産登記と同様に所有者や権利者の登録制度がある特殊な財産であるため、船舶の滞納処分は、動産差押えと不動産差押えの規定の双方の性質を併せもっている。

船舶登記簿に登録することができる船舶は、総トン数 20 トン以上の日本船舶である（商法第 686、船舶法 5①）。船舶登記簿に登録される船舶は法律上、不動産と同様に扱われることとなるが、小型船舶等は国税徴収法第 70 条の船舶に該当せず、動産として差し押さえることとなる（基本通達 70①）。

(1) 登録事項等証明書等の調査

船舶（漁船を含む）を差し押えるときは、登録事項等証明書について、登記の有無、船舶の船籍港その他の状況、所有権に関する事項、賃借権、先取特権又は抵当権等の設定の有無等を調査する。登録事項等証明書の調査は、地方法務局（支局、出張所を含む）に対して、登記事項等証明書交付申請書を提出する。な

お、小型船舶の調査は、調査先が異なり、運輸支局等に対して登録事項証明書の交付申請を行う。

(2) 漁船原簿の調査

漁船については、船舶登記簿、船舶原簿等の他、さらに必要により漁船原簿について調査する。

なお、漁船原簿謄本（抄本）交付申請書を都道府県知事に対して行い謄本（抄本）の交付を受ける。

8 自動車の調査

自動車は動産でありながら、不動産登記と同様に所有者や権利者の登録制度がある特殊な財産であるため、自動車の滞納処分は、動産差押えと不動産差押えの規定の双方の性質を併せもっており、未登録の自動車・軽自動車・二輪の小型自動車等の滞納処分の差押えは、動産として差し押さえることとなる。

(1) 登録事項等証明書の調査

自動車を差し押えるときは、登録事項等証明書について登録の有無、所有権に関する事項、抵当権設定の有無、その他の権利に対する事項について調査する。

調査は、運輸支局又は自動車検査登録事務所に対して登録事項等証明書交付請求書を提出して、自動車の登録事項証明書の交付を受けて行う。

(2) 保管場所（車庫・定置場）の調査

登録事項等証明書に記載されている保管場所に赴き、自動車の存否調査を目視により行う。保管場所がない場合は、過去の交渉記録や決算書の貸借対契約、近隣聴取りで車庫や常時使用している駐車場を調査する。また、保管場所が滞納者の自己所有地か、賃貸契約によるかを確認する。

9 建設機械の調査

建設機械は動産でありながら、不動産登記と同様に所有者や権利者の登録制度がある特殊な財産であるため、建設機械の滞納処分は、動産差押えと不動産差押えの規定の双方の性質を併せもっており、未登録の建設機械の滞納処分の差押えは、動産として差し押さえることとなる。

民法上、動産とされるものは原則として抵当権を設定できないが、打刻を行った建設機械については所有権保存の登記を行い、抵当権を設定することができる（建設機械抵当法3～5）。

なお、打刻とは、同一性及び特定性を確保するため、フレーム等に固有の記号を打ち込むことをいい、検認（後記（2））とは、既に打刻されている記号を確認することをいう。

(1) 登録事項等証明書の調査

建設機械を差し押えるときは、建設機械の記号の打刻があるか否かについて調査し、打刻があるときは、登録事項等証明書について調査する（打刻がないときは動産として差し押える）。

建設機械の調査は、地方法務局（支局、所出張所を含む）に対して登録事項等証明書の請求ができる。

なお、登録事項等証明書の交付を請求する場合には、登録事項等証明書交付申請書を地方法務局（支局、出張所を含む）に提出する。

(2) 建設機械台帳の調査

打刻をした建設機械については、建設機械台帳に登録されているので必要により調査する。

(注) 1 建設機械に係る打刻又は検認に関する事務は、国土交通大臣の委任により、当該建設機械が存在する地を管轄する都道府県知事が行うこととなっている。

2 建設機械の打刻又は検認に関する事務として都道府県知事は、打刻又は検認の申請に基づいて、当該建設機械につき申請人が第三者と対抗することができる所有権を有するかどうかが及び当該建設機械が抵当権又は仮差押え、仮処分の目的となっているかどうかを調査した上、打刻又は検認が行われる。

10 電話加入権の調査

電話加入権については、加入権自体の金銭的価値が減少しており、その換価を行ってもさほどの価値がないものの、差押えにより電話が使用できなくなり、事業活動に支障を来すことになるので、納入を促す効果も期待できることから、差押えを検討する。

(1) 電話番号等の調査

電話番号は、滞納者への質問、電話帳、電話番号案内などで調査する。

(2) 電話加入権の調査

ア 電話加入権の調査は原則として、閲覧方法による。

電話契約原簿等の閲覧方法（NTT東日本加入権センターの場合）は、加入権センターに連絡の後、「電話関係事項閲覧申請書」をFAXにて送信し、後日、加入権センターへ赴いて閲覧する。

閲覧事項は、設置場所、住所、種類、質権、差押え、参加差押え、電話料金支払方法、請求書送付先、通話停止及び停止・解除年月日（加入契約の停止・解除がある場合）である。

イ 照会文書による場合

電話加入権を差し押えるときは、電話加入権に関する事項（契約内容及びその変更、移動等）が登録されている電話加入原簿を調査する。

なお、電話加入原簿の閲覧については、電話加入原簿（権質原簿）閲覧請求書を「電話加入申込の承諾に関する事務を取扱う電話取扱局」に提出して行うことができる。

11 仮登記に係る権利の調査

仮登記に係る権利の帰属及び内容等については、登記簿の調査により明らかになるが、調査については土地又は建物の場合に準じて調査を行う。

(注) 1 仮登記された所有権その他の権利についての移転の場合は、付記登記により登記されているので留意すること。

2 不動産登記法第2条第2号の仮登記に係る権利（差し押えることのできる仮登記に係る権利）であるかどうかは、登記簿の表示にのみによって判定するものではなく、事実関係により判断すること。

12 買戻権の調査

(1) 登記簿の調査

買戻権の調査は、登記簿を閲覧し、又は謄本（抄本）の交付を請求することによって行う。

(注) 買戻権の登記は、不動産登記法第37条、第59条第2項により、買主の所有権取得の登記に付記して登記され、また買戻権の内容として重要な売買代金、契約の費用及び買戻しの期間が記載されている。

(2) 滞納者及び関係者に対する調査

滞納者及び関係者に対する調査については、それぞれ所有する売渡証書等に基づいて権利の目的物（売渡物件）特約事項（買戻し期間）、売渡物件の売買代金、譲渡契約の日等の事項について行う。

(注) 買戻しの期間は、10年を超えることはできない。

これより長い期間を定めるときは、10年に短縮され、また、期間を定めなかったときは、5年以内に買戻しをしなければならないこととされているので留意する（民法580）。

13 動産の共有持分の調査

動産の共有持分の調査については、他の共有者の氏名、住所、共有持分の割合、分割禁止の特約の有無及びその期間、共有物の管理に関する特約又は決議事項等について行う。

- (注) 1 共有者の1人が持分を放棄し又は相続人がなく死亡した場合には、その持分は他の共有者にその持分の割合に応じて帰属する。
- 2 共有物の管理に関する特約又は決議から生ずる権利義務等は当該持分の公売によりこれを買受けたものに承継されるので見積価格の算定上明らかにされている。

14 賃借権の調査

賃借権については、土地又は建物等の登記簿及び滞納者、賃借人が所持する賃貸借契約書によって、賃借権の設定されている土地又は建物等の所在、賃借権の設定年月日、賃借権の存続期間、賃借の支払期間、賃借の譲渡又は転貸を許す旨の特約の有無等を調査する。

15 [REDACTED] の調査

[REDACTED]

[REDACTED]


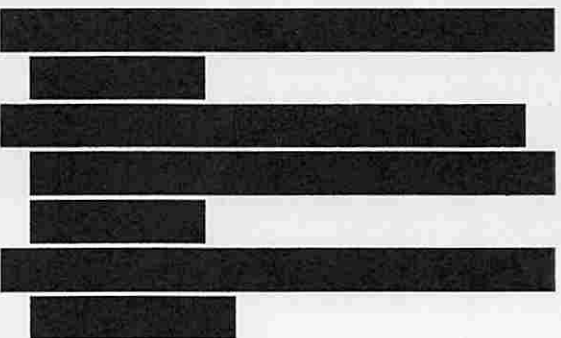
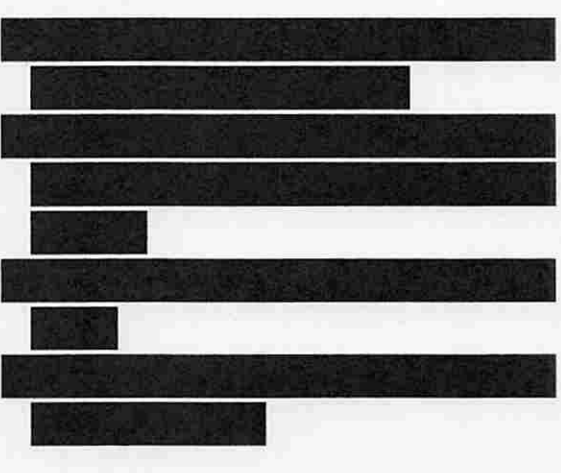
[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

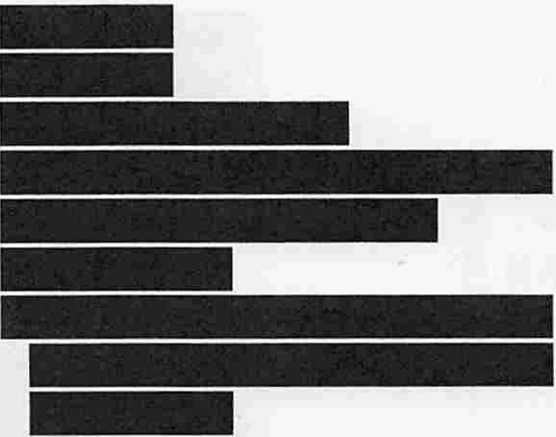




16 財産調査一覧表

区分	関係機関	帳簿名	調査要領	調査に要する申請書等
土地及び建物	区役所 市町村	土地名寄帳 家屋名寄帳		<p>名寄帳交付申請書等 ※名称は市町村によって異なる。</p>
		土地 (補充) 課税台帳		<p>固定資産証明申請書等 ※名称は市町村によって異なる。</p>
		家屋 (補充) 課税台帳		<p>固定資産証明申請書等 ※名称は市町村によって異なる。</p>

区分	関係機関	帳簿名	調査要領	調査に要する申請書等
土地及び建物	法務局 地方法務局 (支局、出張所を含む)	土地登記簿 建物登記簿	[Redacted]	登記事項要約書交付申請書 登記事項証明書交付申請書
		立木登記簿	[Redacted]	登記事項証明書交付申請書
		船舶登記簿	[Redacted]	登記事項証明書交付申請書
		建設機械登記簿	[Redacted]	登記事項証明書交付申請書
		共同担保目録綴込帳	[Redacted]	登記事項証明書交付申請書

区分	関係機関	帳簿名	調査要領	調査に要する申請書等
自動車	運輸支局 (自動車検査登録事務所を含む。)	自動車登録ファイル	[Redacted]	登録事項等証明書交付請求書
	都道府県税事務所	自動車課税台帳	[Redacted]	自動車課税証明書
所在調査等	区役所 (出張所) 市役所 (支所) 町村役場	住民基本台帳 (住民票)	[Redacted]	住民票閲覧申請書 住民票の写し査付申請書
		戸籍簿 除籍簿	[Redacted]	戸籍簿等閲覧申請書 戸籍謄本等交付申請書
		戸籍の付票	[Redacted]	

区分	関係機関	帳簿名	調査要領	調査に要する申請書等
所在調査等	法務局 地方法務局 (支局出張所 含む)	商業登記簿	[Redacted]	商業登記簿 等閲覧申請書 商業登記簿 謄本等交付 申請書
		法人登記簿	[Redacted]	法人登記簿 謄本等交付 申請書
	東京法務局 民事行政部 債権登録課	債権譲渡登 記ファイル	[Redacted]	登記事項証 明書交付申 請書
	供託所	供託書副本	[Redacted]	供託書副本 閲覧申請書

区分	関係機関	帳簿名	調査要領	調査に要する申請書等
所在調査等	都道府県庁	宅地建物取引業者名簿		宅地建物取引業者名簿閲覧申請書
		建築業者登録簿		建築業者登録簿閲覧申請書
		免許漁業原簿・漁業権登録簿・入漁権登録簿		免許漁業原簿・漁業権登録簿・入漁権登録簿閲覧申請書
		鉱業原簿		鉱業原簿閲覧申請書
	特許庁	特許原簿 実用新案原簿 意匠原簿 商標原簿		特許原簿謄本等交付申請書

区分	関係機関	帳簿名	調査要領	調査に要する申請書等
所在調査等	文化庁	著作権登録原簿 出版権登録原簿	[REDACTED]	著作権登録簿原簿謄本等交付申請書
	裁判所	民事事件記録簿	[REDACTED]	事件ごとに裁判所へ照会
電話加入権	電話会社 (NTT)	電話加入原簿	[REDACTED]	電話加入原簿閲覧申請書
		電話加入権質原簿	[REDACTED]	電話加入権質原簿閲覧請求書

20150331

第4章 差押え

第1節 差押えの通則

第1 差押えの意義、効力

差押えとは、滞納処分の第一段階の手續として、徴収職員が滞納者の意思に関わりなく、その特定財産の法律上または事実上の処分を制限して、徴収の確保を目的とする行為である。即ち、滞納処分の目的である徴収金の滞納の解消のために滞納者の財産を自由に換価できる状態にしておくものであり、その財産の処分権を確保する行為である。

- (注) 1 差押財産が換価（公売）されるまでは、財産は国に帰属するものではなく、滞納者に帰属しているものであるから、差押え中、火災、その他の不可抗力によって、財産が滅失しても、その損失は滞納者が負担することとなる。
- 2 差押えは、その財産の処分権を拘束しているにすぎず、所有権は変更されない。

1 差押えの効力

(1) 差押えの一般的効力

ア 処分禁止の効力

差押えは、差押財産の法律上の処分（売買等）または事実上の処分（毀損等）を禁止する効力をもっている。従って、差押え後に所有権の移転等があっても滞納者の財産として換価することができる。ただし、この処分禁止の効力は、差押債権者である国との関係における相対的なものであり、差押え後の売買等は差押債権者である国には対抗できないが、当事者間では有効である。

(注) 滞納者が差押財産を第三者に譲渡することは、当事者間では有効である。しかし、これらの処分は差押債権者に対しては無効で、差押債権者は権利移転がなかったものとして差押財産を公売することになる。

また、差押えにより禁止される法律上または事実上の処分は、差押債権者に不利益となる処分に限られ、差押財産についての賃貸借契約の解除、差押財産の改良等、差押債権者に有利となる処分はこれに含まれない。

イ 時効中断の効力

差押えは、その差押えの効力が生じた時に徴収権の消滅時効が中断し、差押え中は時効中断の効力が継続する（民法 147）。ただし、差押えの手続が、不適法を理由として取り消されたときは、時効中断の効力は生じない（民法 154）。

具体的には、次の時点までそれぞれ継続する。

- (ア) 差押財産を換価した場合…その権利が買受人に移転した時まで（債権取立ての場合…弁済の効力が生じた時まで）
- (イ) 差押財産が滅失した場合（国税徴収法第 53 条第 1 項の規定の適用がある場合を除く）…その滅失をした時まで
- (ウ) 差押えを解除した場合…その解除をした時まで

ウ 相続があった場合の効力

差押え後に、滞納者が死亡又は法人が合併により消滅したとき、滞納処分は続行することができる（国税徴収法 139①）。

また、滞納者の死亡後、滞納者の死亡を知らないで滞納者名義の財産に対して行われた差押えは、相続人（法人の場合は合併後の法人）に対してなされたものとみなされる（国税徴収法 139②）。

(注) 「滞納者名義の財産」とは、差押えに当たり、徴収職員が財産の帰属を名義によって判断する財産（例えば、不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、小型船舶、電子記録債権、振替社債等又は各種記名式有価証券で滞納者の名義となっている財産）に限られず、預貯金、動産、債権等でも社会通念上滞納者の名義の財産と認められるものをいう（基本通達 139⑤）。

(2) 差押えの効力の及ぶ範囲

ア 従物に対する効力

主物（例、建物）を差し押えたときは、従物（例、畳・建具）に対しても差押えの効力が及ぶ（民 87②）。

イ 果実に対する効力

(ア) 天然果実に対する効力

差押えの効力は、差押財産（例、果樹・家畜）から生ずる天然果実（例、果樹の実、動物の仔）に及ぶ（国税徴収法 52①）。

したがって、このような場合には、天然果実に対する新たな差押えをする必要はない。

ただし、滞納者または第三者に、差押財産の使用または収益を許可した場合（国税徴収法 61①②、69①②）には、その財産から生ずる天然果実については、原則として、差押えの効力は及ばない（国税徴収法 52①）。

（イ）法定果実に対する効力

差押えの効力は、差押財産（例、建物）から生ずる法定果実（例、家賃）には及ばない（国税徴収法 52②）。したがって、例えば、建物を差し押えた場合、なお家賃の取立てをする必要があるときは、別個に家賃の差押えをしなければならない。

ただし、利息付債権を差し押えた場合には、差押後の利息に限り差押えの効力が及ぶ（国税徴収法 52②）。

ウ 損害保険金請求権等に対する効力

差押財産が損害保険に付され、又は火災共済協同組合の火災共済等の目的となっているときは、その差押えの効力は、保険金又は共済金の支払いを受ける権利に及ぶ。ただし、財産を差し押えた旨を保険者又は共済事業者に通知しなければ、その差押えをもってこれらのものに対抗することはできない（国税徴収法 53①）。

エ 仮差押え又は仮処分がなされた財産に対する効力

仮差押え又は仮処分がなされていても、滞納処分の差押えの執行には何ら影響を受けることなく、その処分を続行できる（国税徴収法 140）。

（注） 仮差押えは、金銭債権について、裁判による決定を待つ間に強制執行をすることができなくなるおそれがあるとき等に、将来の強制執行の保全を期すため、あらかじめ裁判所により、その財産の債務者の処分機能を差押えにより制限しておくことを目的とする執行手続のこと（民事保全法 20①）。

仮処分は、金銭債権以外の物的状態の変更を目的とする請求権の執行保全として、その現状を維持することを目的とする執行手続のこと（民事保全法 23①）。

オ 法人等の差押えの範囲

法人の場合、合名会社及び合資会社の無限責任社員を除き、原則として法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む）の財産には及ばないが、帳簿書類、当事者の陳述等により、法人に帰属していると認められる場合は差押えの対象となる。

法人等の差押えの範囲

	個人事業主	人格のない社団等	法人	
			持分会社のうち 合名・合資会社	株式会社 有限会社 合同会社
差押え の範囲	事業主に帰属する 財産	人格のない社団等に 帰属する財産（※）	法人に帰属する 財産	法人に帰属する 財産
二次納 付義務	1. 共同的な事業者 2. 事業を譲り受け た特殊関係者	1. 財産の名義人とな っている第三者 2. 財産等の払戻し又 は分配を受けた者	1. 無限責任社員 2. 清算人等 3. 同族会社	1. 清算人等 2. 同族会社 3. 共同的な事業 者

※ 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（人格のない社団等）は、法人とみなされる（国税徴収法3）。

第2 差押えの行為

1 差押えを行うことができる職員

差押えは、徴収職員が行う。徴収職員とは、労働局長及びその他徴収金の徴収に関する事務に従事する職員をいう（国税徴収法2）（手引IP102参照）。

2 差押えを行うにあたっての留意事項

(1) 差押えのために携帯すべき書類

徴収職員は保険料等の滞納整理のために出張する場合は、次の書類を携帯する。

ア 滞納処分に必要なもの

(ア) [Redacted]

(イ) [Redacted]

(ウ) [Redacted]

(エ) [Redacted]

(注) [Redacted]

(オ) [Redacted]

(注)	[Redacted]
1	[Redacted]
2	[Redacted]
3	[Redacted]
4	[Redacted]
(カ)	[Redacted]
(キ)	[Redacted]
(ク)	[Redacted]
(注)	[Redacted]

イ 収納に必要なもの（即時取立の場合）

- (ア) [Redacted]
- (イ) [Redacted]

ウ その他

- (ア) [Redacted]
- (イ) [Redacted]

(2) 円滑公正な執行

差押えを行うにあたっては、滞納者等に差押えをする理由を納得させるように努めるとともに、公正を期し、いやしくも感情に左右されないように注意すること。

(3) 適正な執行

差押えを行うにあたっては、国税徴収法等の規定にしたがって適正な執行に留意し、違法又は不当な差押えを行うことのないように注意すること。

(注) 差押えに際しては、個々の財産について、その評価額の見積を適正に行って超過差押え及び無益な差押えを行わないよう注意する。

(4) 滞納者からの異議の申出に対する配慮

差押えを行うにあたっては、滞納者から滞納保険料額等について異議又は不審の申出があった場合で、その原因が事務処理の誤びゅう等に基づく判断される確実な心証を得たものについては、実情を詳細に調査し、差押えは一応留保する。

第3 差押えの執行

1 差押えができる場合

徴収職員は、滞納している保険料等が次のいずれかの期限までに完納されないときは、その財産を差し押えなければならない（国税徴収法 47①）。

- (1) 滞納者が督促を受け、その督促状が指定期限までに保険料等を完納しないとき。
(注) 1 督促状に指定する期限は、督促状を発する日から起算して 10 日以上経過した日。
2 繰上差押えは国税徴収法第 47 条第 2 項により、督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日以前でも督促に係る保険料等について、滞納者の財産を差し押えることができる。
- (2) 第二次納付義務者又は保証人に対して国税徴収法第 32 条第 2 項または国税通則法第 52 条第 3 項の規定により納付催告書を発した場合において、納付催告書の指定期限までに労働保険料等を完納しないとき。
- (3) 譲渡担保財産から保険料等を徴収するために告知書を発した場合において告知書の指定期限までに保険料等を完納しないとき（国税徴収法 24③）。
- (4) 滞納処分費を徴収するために、納入告知書を発した場合において、納入告知書の指定期限までに滞納処分費を完納しないとき（国税徴収法 138）。

2 差押えができない場合

徴収職員は次に掲げる場合には、それぞれに掲げる期間内は新たな差押えをすることができない。

- (1) 納付の猶予をしている場合（国税通則法 46①～③、48、会社更生法 169①）又は徴収の猶予をしている場合（国税通則法 23⑤、105②⑥、所得税法 118、相続税法 40①、42②⑨、資産再評価法 87⑤、会社更生法 169①等）、その保険料等について、その猶予期間。
- (2) 国税徴収法第 153 条により、滞納処分の執行を停止した場合、その保険料等について、その停止期間。
- (3) 包括的禁止命令がされた場合（会社更生法 25①、破産法 25①）、その保険料等につき包括的禁止命令がされている期間。

- (4) 更生手続開始の決定がされた場合（会社更生法 41①、50②③）、更生手続開始の決定の日から1年間又は裁判所により伸長された期間（当該期間が経過する前に更生手続が終了又は更生計画が認可されたときは、当該終了又は当該認可の時までの期間）。
- (5) 企業担保権の実行手続の開始決定があった場合（企業担保法 28）、その係属期間。
- (6) 破産手続開始の決定がされた場合（破産法 30①、43①）、破産手続に係属する期間。
- (7) 免責許可の申立て（破産法 248）がされ、かつ、破産手続廃止の決定（破産法 216①）若しくは破産手続廃止の決定の確定（破産法 217①⑧）又は破産手続終結の決定（破産法 220①）がされた場合（破産債権に基づく滞納処分に限る（破産法 249①）。）、免責許可の申立てについての裁判が確定するまでの期間。

3 差押えの時期等

(1) 着手の時期

差押え着手の時期については保険料等が滞納となり、差押えができる場合はすみやかに、滞納者の財産の差押えを行う。

(2) 着手前の催告（差押予告）

督促状等が発したのち、接触（滞納整理のための納入の催告書を送る程度以上のものをいう）のない期間が、6ヶ月以上を超えてから差押えをするときは、あらかじめ文書により催告（差押予告）をしてから差押えを行う（基本通達 47⑱）。

催告（差押予告）は、それ自体、時効中断事由ではないが、1回に限り時効期間を最大6ヶ月間延長できる効果がある。ただし、催告（差押予告）自体に時効中断効果はないので、6ヶ月以内に差し押えない場合は時効が中断されないことに注意する。

(3) 休日等

個人の住居に立ち入って行う差押えについては、特に必要があると認められる場合のほかは、夜間及び日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日その他一般の休日において行わない。

4 差押えの手続

差押えの手続は、その財産の種類によって異なるから、差押えにあたっては、まず差押えの対象となる財産が、国税徴収法上のどの区分に属する財産であるかを決定する。

国税徴収法では、財産を動産・有価証券、債権、不動産等、九つに区分し、それぞれの差押手続について定めているが、それらに共通する手続として、以下の(1)～(3)を行うこととなる。

(注) この区分を誤ると差押え手続が違法となるばかりでなく、差押えの効力が生じないことがある。

(1) 差押調書の作成

差押調書は差押の事跡を記録証明するものであり、労働局で保管するものである。

ア 滞納様式

滞納様式としては、以下のものがある。

- (ア) 動産、有価証券の差押えの場合…滞納様式第3号
- (イ) 預貯金等債権の差押えの場合……滞納様式第4号
- (ウ) 不動産等の差押えの場合……………滞納様式第5号
- (エ) 電話加入権の差押えの場合……………滞納様式第6号
- (オ) 第三債務者等がある無体財産権等の差押えの場合…滞納様式第7号

イ 作成の時期

徴収職員は、財産を差し押えたときは差押え財産の種類にかかわらず差押調書を作成する(国税徴収法54)。

(注) 差押調書の作成は、差押効力発生要件ではない。

実際の差押えにあたっては、事前に保険料等の計算及び必要事項の記載を行っておくこととなる。

差押調書の作成時期

財産の区分	差押調書の作成時期
動産又は有価証券	徴収職員が差押えのためにこれらを占有した時
債権	債権差押通知書の作成と同時

財産の区分	差押調書の作成時期
不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、小型船舶及び第三債務者等がない無体財産権等	差押通知書の作成と同時
第三債務者等がある無体財産権等	債権差押通知書の作成と同時

ウ 記載事項

差押調書には、次の事項を記入する（国税徴収法施行令 21①）。

(ア) 滞納者の氏名及び住所又は居住

(イ) 差押えに係る保険料等の年度、区（期）分、納付期限及び金額

差押えに係る金額のうち未確定の延滞金については、「延滞金」欄に「要す」と記載する。

差押えに係る保険料等の年度、区（期）分等が多いため、差押調書の「滞納金額」欄に記入しきれない場合は、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、別紙に滞納金額一覧を添付する。

(ウ) 差押財産の名称、数量、性質及び所在

差押財産を特定できるように明確に記載する。

なお、債権の差押えにあたっては、債権者（滞納者）、第三債務者、債権の額、給付の内容等を表示することによって被差押債権を特定しなければならず、この特定を欠く差押えは無効なものと解されている。

どの程度の表示で特定が足りるかについては具体的な債権によって異なるが、第三債務者が被差押債権確知できる程度に表示されていれば足りる（基本通達 62④）（昭和 46. 11. 30 最高判）。

誰の	誰に対する	何を
滞納者	取引先	債権の内容
		① 契約年月日
		② 取引内容
		③ いつの分
		④ 金額
		⑤ 支払日

例)

(注) 各財産毎の具体的な記載内容については、「第4節 財産別の差押え手続」参照。

(エ) 差押調書の作成年月日

差押えをした日を記載する。事前に作成する場合は、差押予定日を記載する。

エ 署名又は記名押印

差押調書を作成したときは、徴収職員が署名又は記名押印する（国税徴収法施行令 21①）。

オ 立会人の署名又は記名押印

捜索して差押えをしたときは、差押調書に、国税徴収法第 142 条の規定により捜索した旨、並びにその日時及び場所を記入し、立会人の署名（又は記名）押印を求める。

立会人が署名又は記名押印を拒むか又は署名又は記名押印をすることができない場合は、その理由を付記する（国税徴収法施行令 21②）。

カ 差押財産目録の作成

差押え財産の種類、数量等が多いため、差押調書の「差押財産」欄に記入しきれない場合は、当該欄に「別紙差押財産目録のとおり」と記入し、差押財産目録を作成する。

(2) 差押調書の謄本交付

差押調書の謄本は財産の差押えを行った際、滞納者へ交付するためのものである。

ア 作成及び交付

徴収職員は、財産の差押えを行い、差押調書を作成した場合において、差押え財産がイに掲げるものであるときは、差押調書の謄本を作成し、滞納者に交付する（国税徴収法 54）。

郵送の場合は簡易書留で郵送する。直接滞納者に交付する場合は、差押調書に受領の署名又は記名押印をもらう。

(注) 1 差押調書の謄本は差押調書と複写により作成する。

2 不動産等については、滞納者に対し(3)により差押書(債権の差押でいう差押通知書のこと)を送達するから、差押調書の謄本は交付しない。

イ 交付を要する財産

交付を要する財産は動産、有価証券、債権、無体財産権等のうち電話加入権、合名会社の社員の持分その他第三債務者がある財産である。

ウ 謄本交付の性質及び効果

差押調書の謄本交付は、差押えの内容を関係者に知らせるための通知であるが、債権の差押えをした場合における効果は債権の処分禁止を告知する効果がある。ただし、この場合、第三債務者に対して差押通知書(差押通知書)が交付されていないなければならない。

(注) 1 動産及び有価証券の差押えをした場合における滞納者に対する差押調書の謄本の交付は、差押えの告知そのものでなく差押えの内容を公証するものにとどまり、差押えの効力発生要件ではない。

2 立会人(滞納者を除く)に対する差押調書の謄本の交付は、単に差押えが公正に行なわれたということを念のために知らせるものである。

(3) 差押通知書(差押書)の交付

差押通知書(差押書)は財産の差押えを行った際、第三債務者(預貯金口座の差押えの場合は金融機関、売掛金の差押えの場合は取引先企業等)に交付するためのものである。

なお、不動産等の差押えの場合は、差押通知書と呼ばず差押書と呼んでいるが、性質及び効果は同じである。

ア 作成及び交付の時期

徴収職員は以下の財産を差し押えた場合は、各項目に掲げる者のうち知っている者に対して、書面により差し押えた旨及びその他必要な事項を通知しなければならない(国税徴収法55)。

また、いずれの財産の場合でも、差押財産上の質権者等利害関係人に差押通知書(差押書)の交付が必要である。

(ア) 質権、抵当権、先取特権、留置権、賃借権その他の第三者の権利(担保のための仮登記に係る権利を除く。)の目的となっている財産…これらの権利を有する者

(イ) 仮登記がある財産…仮登記の権利者

(ウ) 仮差押え又は仮処分がされている財産…仮差押え又は仮処分をした保全執行裁判所又は執行官

(注) 差押通知書は差押調書と複写により作成する。

イ 性質及び効果

差押通知書の送達は、差押えの事実、差押え財産、差押えに係る滞納額等を滞納者に了知させ、差押財産の処分禁止を告知するものであり、原則として差押通知書が交付又は送達された時に差押えの効力が生ずる。

差押通知書の送達は、債権差押の効力要件であるから、郵送による場合は、配達証明郵便によって行う。

(4) 差押財産の搬出をする場合

徴収職員は、差押え財産の搬出をする場合には、差押財産搬出調書(様式8号)を作成しこれに署名又は記名押印をし、滞納者またはその財産を占有する第三者にその謄本を交付しなければならない(国税徴収法施行令26の2①)。

ただし、差押調書又は搜索調書を作成するときは、搬出した旨を付記し、その謄本を交付することにより差押財産搬出調書の作成を省略することができる(国税徴収法施行令26の2②)。

(5) 各種財産の差押手続の概要

差押手続等 財産の種類		差 押 手 続				差押えの効力発生時期
		差押調書の作成	差押調書 謄本の滞 納者への 交付	実質的手続等	差押通知書 (差押書) の交付	
動産 有価証券		いずれの財産の場合でも、差押調書の作成を要する	要	徴収職員による占有	いずれの財産の場合でも、差押財産上の質権者等利害関係人に差押通知書(差押書)の交付を要する	1. 占有した時 2. 封印、公示書等により差し押えた旨を表示した時
			要	1. 第三債務者に対する債権差押通知書の送達 2. 登記、登録		債権差押通知書が送達された時
			要	電子債権記録期間への債権差押通知書の送達		1. 電子債権記録機関への債権差押通知書が送達された時 2. 第三債権者に対する差押えの効力は、その第三債権者に対する債権差押通知書の送達の時
不 動 産 等	不動産 (鉱業権を除く)		不要	1. 滞納者に対する差押書の送達 2. 登記、登録		1. 差押書が送達された時 2. 登記、登録がされた時のいずれか早い時
	鉱業権		登録がされた時			
	船舶 航空機		不要	1. 不動産の 1、2 に同じ 2. 監守保存処分		1. 不動産(鉱業権を除く)の場合と同じ 2. 差押前に監守保存処分が行われた場合は、監守保存処分時
	自動車 建設機械 小型船舶		不要	1. 不動産の 1、2 に同じ 2. 監守保存処分		1. 不動産(鉱業権を除く)の場合と同じ 2. 監守保存処分時(船舶の場合と同じ)

差押手続等 財産の種類		差 押 手 続				差押えの効力発生時期
		差押 調書 の 作成	差押調書 謄本の滞 納者への 交付	実質的手続等	差押通知書 (差押書) の交付	
無 体 財 産 権 等	著作権 実用新案権 意匠権 商標権		不要	1. 滞納者に対する 差押通知書の送 達 2. 登録		1. 差押通知書が送達さ れた時 2. 登録がされた時のい ずれが早い時
	特許権			特許権等は、登録がさ れた時		
	電話加入権 貸借権 出版権 持分等	要	1. 第三債務者に対 する差押通知書 の送達 2. 登記、登録	1. 差押通知書が送達さ れた時 2. 登記、登録がされた 時のいずれかが早い 時		
	特許権の専用 実施権等、商 標権の専用使 用権等			専用実施権等は、登録 がされた時		
	振替社債、振 替株式等			振替機関等に対す る差押通知書の送 達		差押通知書が振替機関 等に送達された時

第2節 差 押 財 産

第1 差押え対象財産の一般的要件

差押えの対象となる財産は、差し押えるときに滞納者の所有に属している物又は権利である。差押えの対象となる財産は、次の1～5に該当する財産であることが必要である。

(注) 差押え財産が滞納者の所有に属しているかどうかは、徴収職員が実地調査を行うほか、登記、登録名義の調査によって確実にを行う必要がある。

1 財産の帰属

差押えの対象となる財産は、差押えをするときに滞納者に帰属しているものでなければならない(基本通達47⑤)。

滞納者に帰属しているかどうかの認定は次により判定する(基本通達47⑳、㉑、㉒)

(1) 一般財産の帰属認定

ア 動産及び有価証券にあつては、滞納者が所持していること(民法186参照)。ただし、他人の所有に属することが明らかなものを除くこと。

なお、有価証券の所持人が取立委任裏書又は質入裏書の被裏書人である場合には、その所持人の財産として、その有価証券を差し押えることはできない。

イ 登録公社債等にあつては、登録名義が滞納者であること(国債ニ関スル法律3、社債等登録法5①)。

ウ 登記された不動産、船舶、建設機械、自動車、航空機及び電話加入権、地上権、鉱業権等の権利並びに特許権、その他の無体財産権等については、登記の名義人が滞納者であること。

エ 未登記の不動産所有権、その他の不動産に関する権利及び未登録の著作権については、その占有の事実、家屋補充課税台帳(又は家屋台帳)、土地補充課税台帳(又は土地台帳)、その他帳簿書類の記載等により滞納者に帰属すると認められること。

オ 滞納者が所有する持分会社(合名会社及び合資会社)の社員の持分(株式会社の株式に当たるもの)については、定款又は商業登記簿における社員の名義

が滞納者であること（会社法 576①、908、912、913、914、915、商業登記法 94、111、118 等参照）

カ 滞納者が所有する株式会社の株式（会社法第 214 条に基づき定款で株券を発行する旨の定めがある株式及び社債株式等振替法による振替の対象となっている株式を除く。）については、株主名簿における名義人が滞納者であること（会社法 121、130①）。

キ 債権（電子記録債権を除く。）については、借用証書、預金通帳、売掛帳その他取引関係帳簿書類等により、滞納者に帰属すると認められること。

（注） 電子記録債権については、記録原簿の記録名義が滞納者であること（電子記録債権法 9）。

（2）滞納者の名義でない財産の帰属認定

（1）のア～ウ、オ、カに掲げる財産について、所持する者又は登記の名義人が滞納者でない場合であっても、帳簿書類、当事者の陳述等により、次のア～ウに該当するときは、滞納者に帰属しているから差し押えることができる（基本通達 47②）。

この場合、登記等の名義を滞納者に変更させる必要がある。

ア 財産が売買、贈与、交換、出資、代物弁済等により、滞納者に譲渡されたこと。

イ 滞納者がその財産を仮装売買等無効な法律行為により、名義人等に譲渡したこと。

ウ 相続、包括遺贈又は合併に基づく一般承継により、財産の所有権が滞納者に移転していること。

エ ア～ウを除くほか、権利が滞納者に帰属しているにもかかわらず、登記等の名義が滞納者以外の者になっていること。

（注） 農地の所有権を移転する場合には、農業委員会又は都道府県知事の許可がない限り、その効力を生じないが、この許可を得ている場合においても、虚偽表示より所有名義人となっているにすぎない者は農地の所有権を取得しない（昭和 52. 2. 17 最高判参照）。

(3) 夫婦又は同居の親族の財産の帰属認定

個人事業主等の滞納者に配偶者又は同居の親族がいる場合、住居内にある財産の帰属認定は滞納者個人のものかどうかの判断が困難であるが、滞納者の配偶者又は同居の親族が主として滞納者の資産又は収入によって生計を維持している場合には、その滞納者の居住にある財産は、滞納者の資産又は収入が化体したものと認めることができるから、その滞納者に帰属するものと認定して差し支えない。ただし、次に掲げる財産はこの限りでない（基本通達 47②）。

ア 配偶者が婚姻前から有する財産及び婚姻中、自己の名において得た財産（民法 762①）。

イ 婚姻前に登記された夫婦財産契約に基づき配偶者が所有する財産（民法 756）。

ウ ア、イに掲げる財産以外の財産で配偶者又は親族が専ら使用する財産。

（注） 専ら使用する財産とは、例えば妻の衣服、装身具、子弟の学習机、椅子等いわゆる専用物をいう。従って、例えば妻の使用するものであっても、共同の用に供される電気洗濯機、たんす、ミシン等のように妻以外の者は使用しないが、家族のために共用の用に使用されるものは差押えができる。

エ 夫婦のいずれに属するか明らかでない財産についての配偶者の持分（民法 762②参照）。

2 財産の所在

差押えの対象となる財産は、国税徴収法施行地域内（日本国内）にあるものでなければならない（基本通達 47⑥）。

国税徴収法には施行地に関する規定はないが、国税徴収法は我が国の行政権の及ぶ地域にのみその効力が及ぶ。従って、滞納者が外国において所有している財産は差押えの対象にはならない。

3 金銭的価値を有する財産

差押えの対象となる財産は、金銭的価値を有するものでなければならない。

なお、金銭又は物の給付を目的としない行為（例えば、演奏すること）又は不作為（例えば競業しないこと）を目的とする債権は差押えの対象とならない。ただし、これらの債権が債務不履行等により損害賠償請求権となった場合には、金銭又は物の給付を目的とする債権となるものであるから、差し押えることができる。（基本通達 47⑦）。

4 譲渡又は取立てができる財産

滞納処分による差押財産の換価方法は、売却することと取立てをすることの二つであるから、差押えの対象となる財産は、譲渡又は取立てができるものでなければならない。

滞納者に一身専属的に帰属する権利（例えば、相続権、扶養請求権、財産分与請求権等の一身専属権）は、譲渡できないので、差押えの対象とならない。

なお、次のことに留意すること（基本通達 47⑧）。

(1) 指図禁止手形、小切手

有価証券のうち、指図禁止の手形及び小切手については、手形法第 11 条第 2 項（指図禁止の場合の譲渡方式等）又は小切手法第 14 条第 2 項（指図禁止の場合の譲渡方式）の規定により指名債権の譲渡に関する方式に従い、かつ、その効力をもってだけ譲渡することができる（民法 467、468 参照）。

したがって、当該手形等に係る債権は国税徴収法第 62 条（差押の手續及び効力発生時期）の規定により差し押えることができる。

(2) 納付者の一身に属する権利

相続権、扶養請求権、慰謝料請求権、財産分与請求権等は、滞納者の一身に専属する権利であるから、譲渡することができない。ただし、その権利の行使により金銭債権等の具体的債権となったときは、その債権を差し押えることができる。

(3) 要役地の所有権に従たる地役権等

要役地の所有権に従たる地役権又は債権に従たる留置権、先取特権、質権若しくは抵当権は、主たる権利と共にするものでなければ譲渡することができない。

したがって、これらの権利は独立したものとして差し押えることができない。

(注) 1 抵当権については、民法第 376 条（抵当権の処分）の規定により譲渡することができるが、この譲渡には滞納処分による権利の移転は含まれない。

2 根抵当権は、民法第 398 条の 12（根抵当権の譲渡）の規定により元本の確定前は根抵当権設定者の承諾を得て譲渡することができるが、この譲渡には、滞納処分による権利の移転は含まれない。

5 差押禁止財産以外の財産

差押えの対象となる財産は、徴収法その他、各法律で差押えを禁止している財産以外のものでなければならない（P4-27「第 3 節 差押禁止財産」参照）。

第2 差押え対象財産が特殊財産である場合

1 共有財産

差し押えるべき財産が法律の規定又は当事者の意思表示により共有となっている場合において、それぞれの持分が定まっていないとき（持分が明らかでない時を含む。）は、持分は等しいものと推定して差し押えることができる（基本通達 47㉓、民法 250 参照）。

2 取消しできる法律行為又は契約解除の目的となった財産

滞納者が、その財産について売買、贈与、その他の譲渡又は権利の設定をした場合において、その行為が「取消しできる場合」又は「契約を解除できる場合に該当するとき」は、国税通則法第 42 条（債権者の代位及び許害行為の取消し）の規定により、滞納者に代位してその行為を取消し又はその契約を解除し、財産を差し押えることができる（基本通達 47㉔）。

- (注) 1 取消しできる場合とは、民法第 4 条第 2 項（未成年者の行為能力）、第 9 条（禁治産者の行為能力）、第 12 条第 3 項（準禁治産者の行為能力）、第 96 条第 1 項及び第 2 項（詐欺、強迫）等に該当する場合をいう。
- 2 契約を解除できる場合とは、民法第 541 条（履行遅滞により解除権）、第 542 条（定期行為の解除権）、第 543 条（履行不能による解除権）に該当する場合をいう。

3 条件付又は期限付譲渡の目的となった財産

差し押えた財産が差押えの当時、条件付又は期限付の売買、贈与等の目的となった場合に、その条件の成就又は期限の到達により権利を取得した者は、その権利の取得をもって差押え債権者である国に対抗できない（民法 129）。

- (注) その権利を保全する仮登記が差押え前からあるときは、その権利の取得をもって差押え債権者である国に対抗することができる（基本通達 47㉕）。

4 売買予約の目的となった財産

差し押えた財産が差押えの当時、売買予約の目的となっていた場合は、差押え後におけるその売買を完結する意思表示により所有権を取得した者は、その所有権をもって差押え債権者である国に対抗できない（基本通達 47㉖）。

- (注) その権利を保全する仮登記が差押え前からあるときは、その所有権の取得をもって差押え債権者である国に対抗することができる（不動産登記法 106）。

5 買戻し特約等の目的となった財産

差し押えた財産が差押えの当時、買戻しの特約又は再売買の予約の目的となっても、差押え後における買戻権の行使又は再売買の予約完結権の行使による所有権を取得をもって差押債権者である国に対抗することができない（基本通達 47㉗）。

（注） 買戻し特約の登記（民法 581①、不動産登記法 96）又は再売買の予約に係る所有権移転請求権の仮登記（不動産登記法 105）が差押え前にあるときは、その所有権の取得をもって差押債権者である国に対抗することができる（不動産登記法 106）。

6 譲渡担保財産

譲渡担保財産は所有権が譲渡担保権者に移転しているため、譲渡担保権者が滞納者である場合は、譲渡担保権者に属する財産として差し押えることができる。

また、その譲渡人（譲渡担保設定者）が滞納者で、譲渡担保の設定が法定納期限後にされたものである場合は、滞納者の財産につき滞納処分を執行してもなお徴収すべき保険料等に不足すると認められるときに限り、第二次納付義務者とみなして差し押えることができる（基本通達 47㉘、国税徴収法 24①⑧、国税徴収令 9）。

（注） 1 譲渡担保権とは、債権者が債権を回収できない状態（債務不履行状態）になった場合、譲渡担保された財産を処分して債権の回収を図ることが可能な権利である。

譲渡担保権は質権と似ているが、質権を設定すると担保対象物を債権者に渡さなければならず、継続的に使用できないのに対し、譲渡担保であれば担保物をそのまま使用することが可能である。

不動産であれば、抵当権を設定することで担保物を提供せずに使用可能であるが、動産の場合は抵当権を設定できないため、譲渡担保の手法が用いられる。

2 動産、有価証券、債権、不動産、無体財産権等のほか、法律上未だ権利と認められていないものであっても、譲渡できるもの（手形を除く）はすべて、譲渡財産の目的とすることができる（平成 14. 2. 19 福岡地判参照）（基本通達 24①）。

7 没収保全がされた財産

没収保全がされた財産でも、滞納処分による差押えをすることができる（組織的犯罪処罰法第 40 条、麻薬特例法第 19 条第 4 項、国際刑事裁判所協力法第 47 条）（基本通達 47㉙）。

8 担保のための仮登記のある財産

前記 3 から 5 までにおける仮登記が担保のための仮登記である場合には、国税徴収法第 23 条（法定納期限等以前にされた仮登記により担保される債権の優先等）及び国税徴収法第 52 条の 2（担保のための仮登記がある財産に対する差押えの効力）の規定が適用される（基本通達 47⑩）。

9 仮差押え又は仮処分の目的となった財産

仮差押え又は仮処分の目的となっている財産については、国税徴収法 140 条（仮差押等がされた財産に対する滞納処分の効力）の規定により、滞納処分をすることができる（基本通達 47⑪）。

10 強制管理の目的となった財産

強制管理の開始決定（民事執行法 93）の目的となった、不動産及び当該不動産の果実についても、滞納処分をすることができる（基本通達 47⑫）。

11 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の適用を受ける財産

強制執行又は担保権の実行としての競売が開始されている財産についても、滞納処分をすることができる（基本通達 47⑬）。

12 再生手続開始の決定がされた者の財産

再生手続開始の決定（民事再生法 33）がされた者の財産については、国税は一般優先債権（国税徴収法 8、民事再生法 122①）として再生手続によらないで随時弁済を受けることができ（民事再生法 122②）、滞納処分の執行を禁ずる規定もないため（民事再生法 122④において準用する 121③から⑥参照）、滞納処分をすることができる（基本通達 47⑭）。

13 特別清算の開始された会社の財産

会社法第 510 条（特別清算開始の原因）の規定による特別清算の開始があった場合の会社の財産については、保険料等は会社法第 512 条、第 515 条及び第 516 条（破産、和議、強制執行、保全処分等の中止）の規定の適用を受けないから滞納処分をすることができる（基本通達 47⑮）。

14 法令等による譲渡制限がある財産

麻薬類、鉄砲、刀剣類等その譲渡若しくは所有等について「法令上制限が付されている財産」または定款によって譲渡制限の付されている株式についても、滞納処分をすることができる。（基本通達 47⑯）。

（注） 法令上制限が付されている財産とは、大麻、火薬、銃砲又は刀剣類、毒物及び劇物、覚せい剤、麻薬、あへん等である（大麻取締法、火薬類取締

法、銃砲刀剣類所持等取締法、毒物及び劇物取締法、覚せい剤取締法、麻薬及び向精神薬取締法、あへん法)。

15 留置権による競売が開始された財産

滞納者の財産について、留置権による競売が開始された場合には（民事執行法195）、滞納者が留置権者に対して有する残余金の交付請求権を差し押えることができる（基本通達47㉞）。

(注) 1 留置権による競売に対しては、交付要求をすることができない（基本通達2㉞関係）。

2 留置権による競売は、留置権者が留置物を留置することによるその保存のための諸負担から免れるために、単に留置物を換金するための手続である。売却代金から競売費用を控除した残額は、留置権者に交付され、留置権者は、被担保債権を控除した残額を滞納者（所有者）に交付することになる。

16 未分離の果実

農作物等の土地から分離する前の天然果実については、おおむね1ヶ月以内に収穫することが確実であるものを除いて差押えをしない（基本通達47㉞）。

17 破産手続開始の決定がされた者の財産

(1) 開始決定前の包括的禁止命令

裁判所は、破産手続開始の申立てがあった場合において、破産法第24条第1項第1号（強制執行等の中止命令）の規定による中止の命令によっては破産手続の目的を十分に達成することができないおそれがあると認めるべき特別の事情があるときは、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、すべての債権者に対し、強制執行、仮差押え、仮処分又は一般の先取特権の実行若しくは留置権（商法又は会社法の規定によるものを除く。）による競売及び滞納処分等の禁止を命ずることができる（以下において「包括的禁止命令」という。（破産法第25条第1項）。

なお、包括的禁止命令がされたときは、既にされている強制執行等の手続は、破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間は中止されるが、既にされている滞納処分は、包括的禁止命令がされたときであっても、中止されない（同条第3項参照）。

(2) 破産管財人又は破産裁判所に対する交付要求

滞納者が破産手続開始の決定を受けた場合（破産法30）には、破産財団に属する滞納者の財産に対する新たな滞納処分はすることができず、その破産手続に

において、「財団債権となる滞納額」については破産管財人（通常は裁判所から破産手続開始決定時に選任された弁護士）に対し、「破産債権となる滞納額」については破産裁判所（その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）に対して交付要求を行う（基本通達 47④）（破産手続開始時の交付要求の取扱いについては、「第5章 交付要求及び参加差押え」を参照のこと）。

（注） 破産管財人が交付要求に応じない場合には、破産裁判所に破産管財人に対する監督権の発動を促して必要に応じて破産管財人に対する損害賠償の責任を追及する（破産法 75①、85②）。

（3）滞納処分の続行

破産財団に属する財産について、破産手続開始の決定前に滞納処分に着手しているときは、破産手続開始の決定後も滞納処分を続行することができる（破産法 43②）。

この滞納処分には、破産手続開始の決定前に行った参加差押え、債権の二重差押え、滞調法の規定による二重差押えも含まれる。

（4）行政機関等に対する交付要求

行政機関等が破産手続開始の決定前に着手した滞納処分を、破産手続開始の決定後に行う場合には、その行政機関等に対して、交付要求を行い、参加差押えは行わないものとする。この場合において、この交付要求に対する配当金は、破産手続開始の決定前に滞納処分による差押え又は参加差押えを執行している場合を除き、破産管財人に交付され、破産財団から弁済又は配当を受けることとなる（平成 9. 12. 18 最高判参照）。

（5）別除権の行使

保険料等の担保として提供されている財産については、破産手続開始後においても破産手続によらないで別除権の行使として、国税通則法第 52 条第 1 項（担保の処分）の規定に基づいて、滞納処分の例によって差押えをすることができる（破産法 65）。

なお、私債権の申立てにより、別除権の行使として担保権の実行手続が開始された場合には、その執行権に対して交付要求する。

行政機関等が担保の処分として滞納処分の例による差押えをした場合においては、交付要求を行い、参加差押えは行わないものとする。

この場合においても、交付要求に対する配当金の交付先が破産管財人となることは（3）と同様である。

（注） 1 行政機関が担保の処分として、滞納処分の例により、差押えをした場合は交付要求を行う。

2 別除権とは次のものをいう。

- (1) 破産財団に属する財産について存する特別の先取特権、質権及び抵当権（電話加入権質に関する臨時特例法、工場抵当法等の特別法によるものも含む。）（破産法 2⑨）。
- (2) 破産財団に属する財産について存する商法上の留置権（破産法 66 ①）。
- (3) 破産財団に属する財産について存する担保仮登記に係る権利（仮登記法 19①）

18 会社更生法の適用を受ける会社の財産

(1) 開始決定前の滞納処分等の中止命令

更生手続開始の申立てがあった場合に裁判所は必要があると認めるときは、滞納処分又は担保のために提供された物件の処分の中止を命ずることができることとなっているが、この場合にはあらかじめ徴収の権限を有する者（歳入徴収官）の意見を聴かなければならない（会社更生法 24②）。

(注) この中止命令は、更正手続開始の申立てにつき決定があったとき又は中止の決定の日から2ヶ月を経過したときは、その効力を失う（会社更生法 24③）。

(2) 開始決定前の包括的禁止命令

裁判所は、更生手続開始の申立てがあった場合において、会社更生法第 24 条第 1 項第 2 号（強制執行等の中止命令）又は第 2 項（滞納処分等の中止命令）の規定による中止の命令によっては更生手続の目的を十分に達成することができないおそれがあると認めべき特別の事情があるときは、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、すべての更生債権者等（会社更生法第 2 条第 13 項参照）に対し、更生債権等（同条第 12 項参照）に基づく強制執行、仮差押え、仮処分、担保権の実行による競売、更生債権等を被担保債権とする留置権による競売及び滞納処分等の禁止を命ずることができる（以下「包括的禁止命令」という。会社更生法第 25 条第 1 項）。

包括的禁止命令がされたときは、既にされている滞納処分は、更生手続開始の申立てについての決定があった時又は包括的禁止命令の日から2ヶ月が経過した時のいずれか早い時まで中止される（同条第 3 項）。

さらに、裁判所は、更生手続開始の申立てがされた会社の事業の継続のために特に必要があると認めるときは、あらかじめ徴収の権限を有する者（歳入徴収官）に意見を聴いた上で、担保を立てさせて、中止された滞納処分の取消しを命ずることができる（同条第 5 項）。

(3) 開始決定による滞納処分等の中止等

更生手続開始の決定があったときは、その決定の日から1年間（1年経過前に更生計画が認可されることなく更生手続が終了し、又は更生計画が認可されたときは、当該終了又は認可の時までの間）は更生会社の財産に対する滞納処分等を行うことができず、更生会社の財産に対して既にされた滞納処分は中止される（会社更生法50②）。

- (注) 1 更生計画において、保険料等の納付の猶予、減免、承継その他権利に影響を及ぼす定めをする場合には、徴収の権限を有する者（歳入徴収官）の意見を聞かなければならず、同意を得なければならない（会社更生法169）
- 2 更生会社に対する共益債権については、原則として更生手続により弁済を受けることになるので、徴収の権限を有する者（歳入徴収官）は、遅滞なく、その額、原因及び担保権の内容を更生裁判所に届出なければならない（会社更生法142、204①、④）。

第3 差押財産の選択

差押えの対象となる財産のうち、どの財産を差し押えるかについては、徴収職員の裁量に委ねられている。しかしながら、差押えは、滞納者及び第三者の権利に重大な影響を与えることから、以下の1～7の選択基準により慎重を期さなければならぬ。

1 超過差押えにならない財産

差し押える財産の設定にあたっては、その財産の見積価額（処分予定価格）が差押えをしようとするときにおいて、差押えに係る保険料等の額を著しくこえない財産を選定する。保険料等に優先する抵当権等がある場合は、見積価額から優先する債権額を控除したのちの価格と保険料等の額とを比較して超過差押えにならないかを判定する（国税徴収法48①）。差押え財産が不可分物である場合は、その財産の見積価額が差押えに係る保険料の額を超過するときであっても、差し押えることができる（基本通達48③）。

(注) 不可分物とはおおむね次のものをいう。

- 1 物の性状から分割することができないもの。（例：1個の動産）
- 2 分割することはできるが、分割により物の価値を著しく減ずるもの（例：1棟の家屋）
- 3 法律上分割して売却することができないもの（例：工場財団の組成物件）

2 無益な差押えにならない財産

差し押える財産の選択にあたっては、無益な差押えとならない財産を選定する。すなわち、差押えをしようとする時における財産の処分予定価額がその差押えに係る滞納処分費、徴収すべき保険料等に優先する抵当権の合計額をこえる見込みがないと認められるときは、無益な差押えの禁止により、その財産の差押えはできないから他の財産を選定する（国税徴収法48②）。

（注） 差押え時には、無益な差押えではなかったが、その後差押財産価額の低落等の理由で無益な差押えと判断されたときには、差押解除として措置する。

3 第三者の権利の目的となっていない財産

差押えする財産の選択にあたっては、可能な限り抵当権、質権、賃借権等の第三者の権利の目的となっていない財産を選定する（国税徴収法49）。

4 換価に便利な財産

差し押える財産の選択にあたっては、一般的に需要度の高い財産で換価が容易なものを選定する。

5 保管又は引揚げに便利な財産

差し押える財産の選択にあたっては、保管、運搬等に便利な財産を選定する。

6 生活等に支障が少ない財産

差し押える財産の選択にあたっては、滞納者の生活の維持又は事業の継続に与える支障が少ない財産を選定する。

7 相続した財産

被相続人の保険料等について、その相続人の財産を差し押える場合の財産の選択は、原則としてまず相続財産を選定する。

ただし、①第三者の権利の目的となっている相続財産以外には、差押えをすることができる適当な相続財産がないとき、②第三者の権利の目的となっている相続財産以外の差押えができる相続財産がすべて差押え又は換価の著しく困難な財産だけであるときは、被相続人の固有財産を差し押えることができる（国税徴収法51①）。